

## 令和5年第5回都市経済常任委員会会議録

1. 日 時 令和5年12月8日(金)
2. 場 所 白井市役所 本庁舎4階 大委員会室
3. 議 題 (1) 議案第1号 白井市公民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(2) 議案第11号 令和5年度白井市一般会計補正予算(第9号)のうち都市経済常任委員会が所掌する科目について  
(3) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 長谷川 則 夫 委 員 長・広 沢 修 司 副 委 員 長  
小田川 敦 子 委 員・平 田 新 子 委 員  
久保田 江 美 委 員・武 藤 美 砂 子 委 員  
岩 田 典 之 議 長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者  
執行部  
副 市 長 山 下 英 之  
市民環境経済部長 岡 田 光 一  
都市建設部長 伊 藤 正 道  
市民活動支援課長 内 藤 篤 司  
市 民 課 長 山 口 光 敏  
環 境 課 長 竹 田 忠 夫  
都市計画課長 小 島 健 太 郎  
道 路 課 長 鈴 木 教 之
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 永 井 康 弘  
係 長 今 井 好 美  
主任主事 篠 田 順 子

## 委員長の挨拶

○永井康弘議会事務局長 おはようございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。

まず、会議に先立ちまして、長谷川委員長より御挨拶をお願いいたします。

○長谷川則夫委員長 皆さん、おはようございます。12月に入ったというのに、通常よりちょっと暖かい日が続いておりまして、今年の冬に入ってから、畑が一面白くなるような霜が降りた状態というのがまだ2回ほどしかなくて、まだ霜柱も確認できていないような状況でございます。それから、少しはインフルエンザのほうも落ち着いてきたかなという状態ではありますけれども、皆様におかれましては体調に御留意いただきまして、御審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました山下副市長より御挨拶をお願いいたします。

○山下英之副市長 皆様、おはようございます。本来でございましたら、笠井市長から御挨拶申し上げるべきところではございますが、本日あいにく、全国市長会の財政委員会の用務で上京しております。大変僭越でございますが、代わりまして私から、冒頭、御挨拶を申し上げたいと思います。

本日の都市経済常任委員会では、議案第1号及び議案第11号のうち都市経済常任委員会が所掌いたします科目の2議案につきまして御審議をお願いするものでございます。委員の皆様方には、深い御理解と慎重なる御審議を賜りますようお願い申し上げまして、私からの御挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。

山下副市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

〔副市長退席〕

○永井康弘議会事務局長 それでは、委員会会議につき、議事等につきましては長谷川委員長をお願いいたします。

## 会議の経過

開会 午前10時00分

○長谷川則夫委員長 ただいまの出席委員は6名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、都市経済常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の日程表のとおりでございます。

次に、マスクでの発言に際しては、マイクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発声いただきますようお願いいたします。

また、委員、執行部の皆様に申し上げます。発言の際は必ず挙手の上、私の指名に基づいて行ってください。

これから日程に入ります。

(1) 議案第1号 白井市公民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○長谷川則夫委員長 日程第1、議案第1号 白井市公民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

平田委員。

○平田新子委員 おはようございます。もともと、この公民センターは指定管理者であったものを、まちづくり協議会をつくらなくてはいけないということで、建物の外に出ていく活動が必要だという理由で直営になっておりました。実際、まちづくり協議会ができたわけですが、まちづくり協議会から指定管理者に戻すということについての経緯と申しますか、協議はどういうことがなされたかのことをお伺いいたします。

○長谷川則夫委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 お答えいたします。

経緯ということでございますので、委員御指摘のとおり、公民センターにつきましては、平成20年度から指定管理者制度を導入しております。当時はワーカーズコープが管理運営を行っていたという経緯がございます。まちづくり協議会の設立を目指して支援していくということで、再任用職員を公民センターに配置し、地域に職員が直接出向いて、身近に職員が接しながら、まちづくり協議会の設立を支援していくということで、平成28年度まで指定管理者制度を導入しておりましたが、平成29年度から、直営に改めて戻しております。

まちづくり協議会につきましては、令和4年1月に設立しておりまして、間もなく2年が経過いたしますけれども、市としては、平成17年3月に指定管理者制度導入に関する指針というものをつくっておきまして、効果的、効率的な運営が可能な施設につきましては、積極的に指定管理者制度を導入するという方針を決定しておりますので、令和4年1月に協議会が設立されたことで直営に戻した目的を達成したことから、今回改めて指定管理者制度に移行するというものでございます。

以上でございます。

○長谷川則夫委員長 平田委員。

○平田新子委員 当初、3年間でというような計画だった気がするんですけども、それが延びて、まちづくり協議会ができたということが一つのめどになったのかなと思っています。その間、本当に

第二小学校区の中へ分け入って、いろいろな人の絆を束ねてこられた感じがいたします。これが指定管理者に戻ります。そのときに、地域でやってきた、今までの公民センターの直営の仕事というのは全部、まちづくり協議会に移管されるという認識でよろしいでしょうか。

○長谷川則夫委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 今現在、公民センターで行っている、例えばセンターまつりや、ほっこり市ですとか各種講座につきましては、引き続き指定管理者の自主事業として、自主事業については指定管理者のほうにも求めていきたいと考えております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 平田委員。

○平田新子委員 確認ですけど、地域に根差したことについては、まち協がやる、貸館事業の中でのイベントとかということに関しては、自主事業も含めて指定管理者がやる、そういう認識でよろしいですか。

○長谷川則夫委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 自主事業につきましては、指定管理者と協定を結びますけれども、協定の中で、市の承認を受けた上で実施するということになりますので、計画書を提出いただきまして、その内容を市のほうで判断した上で自主事業を行っていくことになると考えております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 平田委員。

○平田新子委員 今の公民センターの状態としては、以前、元の食堂はどうなるんですかと伺ったときの回答では、食堂の部分は指定管理者の貸館事業の対象になりませんということで、外れているということを確認いたしました。

しかし、白井工業団地協議会が入っています。それから地区社協のあおぞらが入っています。同じ部屋を兼用する形で、まちづくり協議会もそこに入っています。いろいろな別組織が入っているという意味では、ほかのセンターとはちょっと違った特色を持っていると思うんですけど、その辺の整理、関係性はどうなっているのか伺います。

○長谷川則夫委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 食堂施設につきましては、食堂施設の清掃ですとか日常的な管理につきましては、一部、指定管理者のほうにお願いする部分もございますけれども、食堂の施設の貸出しという面におきましては、引き続き、市のほうで行っていくこととしております。

また、委員御指摘のとおり、公民センター内には工業団地協議会、地区社会福祉協議会、まちづくり協議会の拠点として中に入っておりますけれども、議案の5ページに記載がありますとおり、あくまでも貸館というところにおきましては、別表に記載のある会議室からレクリエーションホールまでになりますので、そのところにつきましては、指定管理者制度移行に伴って変更するものではなく、

現状のままということで御理解をいただければと思います。

以上です。

○長谷川則夫委員長 平田委員。

○平田新子委員 幾つも質問して、すみません。最後に、もう一つだけ。富士のセンターは、管理している施設の中に、まちづくり協議会が一部、場所を確保されているんですけども、会長が貸館事業としての会議室を借りる前提、その中に入れていなかったの、一々お金を出して会議室を借りるのがとても大変なんだということをおっしゃってありました。

例えば、まち協といったところが会議室を使うときに、市のほうで減免措置などで優遇されるということはあるのでしょうか。それとも、全く100%の貸館事業の対象として全額を頂く形になるのでしょうか。

○長谷川則夫委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 お答えいたします。

市のほうでは、利用料金の減免基準というものを設けておりまして、市が活動支援をしている公益性のある市内の団体につきましては、現在も50%の減免で運用しておりますので、そのところは引き続き維持していきたいと考えております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 ほかに。

久保田委員。

○久保田江美委員 今、まちづくり協議会のほうを、市がかなり、しっかりサポートしてつくられたということでしたので、今後、指定管理に移行するときに、まち協のほうで運営を担っていただきたいというものが少しあるのかなと思ったんですが、その辺をお伺いいたします。

○長谷川則夫委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 お答えいたします。

市としては、協議会を含め、市内の企業であったり団体など、地域の方々に施設の管理運営を行っていただくことが理想的であると考えておりますけれども、指定管理者にはそれなりの責任や負担というものもございますので、市が公募を行った際に手を挙げていただけるかどうかというところにつきましては、最終的には、地域の方々の判断になっていくものと考えております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 久保田委員。

○久保田江美委員 分かりました。

もう1点違うところを聞かせていただきます。9ページ、10ページの別表のほうなんですけれども、現行と新しいほうは、会議室等とかの値段が少し違うんですけども、その違いを教えてくださいよろしいでしょうか。

○長谷川則夫委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 お答えいたします。

現行の使用料条例に明記されている金額につきましては外税で明記されておりまして、改正案の金額につきましては内税となっております。既に指定管理者制度へ移行している他の施設と同様に、利用料金を値上げするものではございませんので、金額は同じということで御理解をいただければいいと思います。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 まず1点、最初に確認させてください。さっき、平田委員の質疑を聞いていて、ちょっと混同しているんですけども、今回、直営から指定管理に戻すということに関して、その指定管理の移行先というのは、まちづくり協議会が担うということとはまた別なんですか。そこがこんがらがっているので、整理をさせてください。

○長谷川則夫委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 お答えいたします。

先ほども少しお答えしましたが、市としては、まちづくり協議会を含めて地域の方が管理運営を行っていただくことが理想的であると考えております。現在、富士センターですとか西白井コミュニティプラザにおきましても、地域の方がNPO法人を立ち上げて管理運営を行っていただいておりますので、同じように地域の方が管理運営を行っていただけることが、市としては理想的であるとは考えておりますけれども、先ほどもお答えしましたが、管理運営を行うことにつきましては、それなりの責任と負担もございますので、最終的には、地域の方の御判断になるということでございます。

ですので、まちづくり協議会が管理運営することが決まっているということではございませんので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 分かりました。そうすると、今後、令和6年度に募集を行って、令和7年度から完全移行ということになりますけれども、その募集に関しては、募集の方法をどのように考えているか確認します。

○長谷川則夫委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 募集につきましては公募で、今の予定ですと、来年7月頃をめどに募集を行う予定でございますけれども、募集の範囲ですとか仕方につきましては、現時点で具体的な内容までは決定していないところでございます。令和6年7月頃に募集を行いますので、それまでには

決定して、募集要項の中で示していきたいと考えております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 一者指名という形は取らずに、複数名の募集を、窓口として提供して広く募っていくという、方向性としては、こういった理解でよろしいですか。

○長谷川則夫委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 募集の範囲までは、まだ現時点では決まっておりませんが、公募は行うということで決定しております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 ほかにありますか。

平田委員。

○平田新子委員 すみません。先ほどの答弁漏れというか確認なんですけど、今、工業団地協議会の部屋、それから、あおぞらとまちづくり協議会が兼用している部屋、そういうことも含めて、実際、貸館事業の対象となる部屋はどこどこなのかを確認させていただきたいと思います。

○長谷川則夫委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 答弁漏れがあったとしたら申し訳ございませんでした。

先ほどもお話ししました議案の5ページに記載のある会議室からレクリエーションホールまでが、あくまでも貸館という、指定管理者の収入になる貸館ということで御認識をいただければと思います。

以上です。

○長谷川則夫委員長 平田委員。

○平田新子委員 確認ですけど、例えば工業団地協議会から、年間の家賃を取っているということは、現状ではないんでしょうか、あるんでしょうか。その辺が認識がないので。

○長谷川則夫委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 施設の電気料金ですとか施設警備委託料の一部を負担いただいているということは、確認は現在できているんですが、施設の使用料として頂いているかどうかには、後ほど確認してお答えさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

以上です。

○長谷川則夫委員長 平田委員。

○平田新子委員 それともう一つ、今、教育委員会などでは、子どもの居場所、放課後の居場所というところでは、とてもいろいろな事業がされているんですけども、こういう公民センターやいろいろなセンターに、子どもの居場所を指定管理者としての要件の中に、市として求めるものなのか、それは向こうから提案するものなのか、その辺をお伺いいたします。

○長谷川則夫委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 お答えいたします。

公民センター内に、今現在、児童ルームというものがございまして、公民センターの主催事業として、そういった児童を対象とした事業というものを行っております。指定管理者制度移行に当たりましても、そういった施設の活用ということで、現在行っている事業を例示しながら、指定管理者の提案というものを求めていきたいと思っております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 ほかにございますか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 基本的なところを確認したいんですが、まずは、指定期間を3年間とした理由について伺います。

○長谷川則夫委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 お答えいたします。

新型コロナウイルスも5類になったとはいえ、利用者もコロナ禍以前には戻っていない中で、指定管理者制度へ移行する最初の指定期間としては3年が妥当であるということで考えております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 分かりました。

次に、自主事業について確認します。先ほど、自主事業の実施に関しては、協定を結んで、市の承認を得て事業者が行うということで確認が取れたんですけども、ただ、今回提案の議案の中に、自主事業に関して見当たらなかったのが、恐れ入りますが、どの点で自主事業のことを条例の中に盛り込んでいるのかを確認したいと思います。

○長谷川則夫委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 お手数ですが、議案の7ページ、第4条を御覧いただきたいと思ます。

その中で、指定管理者が行う業務というところで、第1条に規定する目的にふさわしい事業の計画及び実施に関する事というところで、指定管理者の業務に加えているというところで御理解をいただきたいと思ます。

以上です。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 分かりました。そうすると、直営の前の指定管も自主事業を行っていましたが、その状態と丸々一緒ということでよろしいですか。指定管の運営の範囲ということでは。

○長谷川則夫委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 以前に指定管理者制度に移行していたときと範囲は変わらないかとい

うところでしょうか。〔「はい」と言う者あり〕当時も、自主事業としては行っておりましたので、その部分については変わらないということで御理解いただければと思います。

以上です。

○長谷川則夫委員長 ほかに。

広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 今回、民間にまた移すということなんですけれども、現在の再任用の職員の方々がやられている直営という形ですけれども、それについての現場の声というのは何か上がっていたら教えていただけますでしょうか。

○長谷川則夫委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 今回移行に当たりまして、まちづくり協議会、それから地区社会福祉協議会の会長、副会長、それから工業団地協議会の事務局長には、事務所や拠点のある関係で、市の方針を決定した後、9月、10月に、今回、市として、そういう方針であることは、スケジュールを含めて説明をさせていただきました。

その中で、どういった変更があるのかですとか、引き続き拠点として使えるのかだとか、まちづくり協議会の支援については、引き続きお願いしたいということでお話をいただきました。

以上です。

○長谷川則夫委員長 まだありますか。

内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 再任用の職員にも当然、職員ですので、その辺のお話は、移行をする方針であることは共有をさせていただいております、特にこちらのほうに意見というか、そういったものはいただいている状況です。

以上です。

○長谷川則夫委員長 広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 現場の声を今、伺ったんですけれども、逆に、サポートをしてきた行政の立場として、今後、まちづくり協議会がそういった運用を担うことが理想的だというような、先ほどお話もありましたけれども、今回、直営にしたことでよかった部分と苦労した部分というのを、サポートの立場からどのように感じたか伺います。

○長谷川則夫委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 直営のときによかった点というところだと思いますけれども、直営の場合には、職員が公民センターに配置されておりますので、その中で、まちづくり協議会の設立の支援というところを行ってきたわけでございますけれども、やはり地域に身近に職員が配置されているというところにつきましては、地域の方にとっては、すごくメリットのある部分だと考えております。

指定管理者制度移行によりまして、職員自体は市役所のほうに引き上げる形にはなりますけれども、

まちづくり協議会の支援につきましては、他のまちづくり協議会と同様に、市役所のほうから支援職員というものを配置しまして、まちづくり協議会の支援というのは引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 管理運営に要する経費について伺います。直営から指定管理にした場合は、どれぐらいの金額を見込んでいらっしゃるでしょうか。

○長谷川則夫委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 直営から指定管理者制度に移行する効果額の積算は行っておりますが、大変申し訳ございませんが、現段階では、具体的な効果額についてはお答えできない状況でございますけれども、経費の削減は可能であると考えております。

具体的な効果額につきましては、令和6年度予算の中で債務負担行為の額を提示する予定でございますので、その中でお答えができるのかなと考えております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 削減効果を今、話せないという理由を確認します。

○長谷川則夫委員長 内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 債務負担行為の額、来年度予算につきましては、現在積算を行っておりまして、確定しているものではございませんので、お答えできないということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

平田委員。

○平田新子委員 賛成の立場で討論させていただきます。

まちづくり協議会が第二小学校区にできたということが一番の結果だと思うんですけども、この直営期間の職員、それから地域の人たち、皆さんの絆がとても強くなりました。ここにおいて、まちづくり協議会が独立した形で活動していく、そこにまた白井工業団地協議会とか地区社協も関わって、指定管理者が貸館事業を主体に本来の形のお仕事をしていただけるということに関して、第二小学校区がさらに発展していくことに期待して賛成いたします。

○長谷川則夫委員長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○長谷川則夫委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第1号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案第11号 令和5年度白井市一般会計補正予算(第9号)のうち都市経済常任委員会が所掌する科目について

○長谷川則夫委員長 日程第2、議案第11号 令和5年度白井市一般会計補正予算(第9号)のうち都市経済常任委員会が所掌する科目についてを議題とします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑については、歳出から、ページ順に一問一答形式でお願いします。

最初に、歳出について質疑を行います。

まず、12ページをお開きください。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、ここの部分だけです。

久保田委員。

○久保田江美委員 では、そちらの2款3項1目戸籍住民基本台帳費についてお伺いいたします。こちらは、本会議のほうで、振り仮名を振るということで予算の付け替えということなんですけれども、振り仮名をマイナンバーカードに振るのかなと思うんですが、ちょっと流れみたいなのをお伺いしたいです。

○長谷川則夫委員長 山口市民課長。

○山口光敏市民課長 お答えいたします。

まず、今回の補正予算につきましては全て関連がありますので、その概要をこれから説明させていただきますと、まず、戸籍情報システム改修委託料で、当初、565万4,000円という金額を今年度予算で計上していたのですが、この中に、住民基本台帳事務に係る戸籍の附票に振り仮名を振る改修費が162万8,000円含まれているために、これを住民基本台帳事務に振替をし、加えて、マイナンバ

一カードに氏名及びローマ字の表記をする改修を、今年度内、国から追加するよう指示されたために66万円追加して、合わせて、こちら、12ページの住民基本台帳事務に要する経費で228万8,000円を計上しています。

この228万8,000円のうち、162万8,000円を除いた66万円についてがマイナンバーカードにローマ字を表記する予算になりまして、今年度中にこちらの改修が完了しないことから、国のほうからの指示により、来年度に繰越しをして、来年度にこちらの改修を行っていく予定となっております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 久保田委員。

○久保田江美委員 マイナンバーカードのほうに振り仮名とローマ字表記をつけるということ、これは何か利用の仕方が変わるみたいなのがあるのでしょうか。

○長谷川則夫委員長 山口市民課長。

○山口光敏市民課長 お答えいたします。

利用が変わるということではなくて、今まで振り仮名表記がなかったものですから、氏名の振り仮名が振られることによって公証され、本人確認事項ができるものとして利用するために改修されるものとなります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 久保田委員。

○久保田江美委員 ローマ字表記ということなので、海外利用というのをちょっと聞いたんですけど。

○長谷川則夫委員長 山口市民課長。

○山口光敏市民課長 失礼しました。海外利用については、ローマ字表記については、本人の任意でローマ字表記をしたい方について表記されるものになりますが、そこまで国のほうから用途については示されてはいないのですが、恐らく海外での利用も含め、また本人確認をしていくものとしてローマ字表示も併せて改修されていくものと考えております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。この項目はよろしいですか。

それでは、次に参ります。18ページか19ページ、実際には19ページを御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費の中の4目環境衛生費、環境保全総務事務に要する経費、ここだけです。18ページの一番上です。4目環境保全総務事務に要する経費、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 では、次、歳入になります、これで歳出が終わりますので……。すみません。7款土木費、4項都市計画費の中の都市計画総務費、ここだけになりますか。失礼しました。それでは、18ページの7款土木費、土木管理費、それから道路橋梁費、それと次のページの都市計画総務費、

この3点になります。失礼しました。

何か質疑ございますか、この3項目。

小田川委員。

○小田川敦子委員 では、18ページの7款1項1目、2) 土木総務事務に要する経費について伺います。事前の説明では、物価高騰による値上がりということでの増額補正ということですが、具体的に、これはどちらの光熱水費になりますか。

○長谷川則夫委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えいたします。

光熱費110万円について御説明させていただきます。こちらにつきましては、道路課で管理しています街路灯、防犯灯の電気料金について、電気料の高騰に伴い、不足が見込まれるため増額するものでございます。

以上です。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 街路灯ということで分かりました。

もし、資料等で分かれば教えていただきたいんですが、物価高騰、街路灯に関しての増額補正に対して、どれぐらいが値上がり幅、値上がり率なのか、捉えているところがあれば教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○長谷川則夫委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えします。

値上がり率については、ちょっと算出していないところでございます。すみません。

以上です。

○長谷川則夫委員長 ほかございますか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 では、その下の7款2項1目、3) の市道維持修繕事業について伺います。事前の説明では、市民からの想定外の要望があったことに対する増額補正ということでしたが、具体的にどういった要望があったのかを確認させてください。

○長谷川則夫委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えいたします。

まず、今回120万円ということで、道路清掃の除草委託の中で、当初の想定を上回る除草の要望が市民からございました。要望が多い中、場所によっては、面積の多いところとか、面積が少ないところがあります。そういった中で、補正の算出時期のときに、当初予算の既に約70%が執行となっていたこと、そういうことがございます。それと、また上半期に市民からの要望を受け付けして除草作業を行っていたんですけれども、その70%が執行となっていたのがありまして、要望を受けただけ10件

分の未対応の件数がございましたので、補正につきましては、その分と、下半期の要望に対応するために、今回、合計で120万円という形で計上させていただきました。

以上です。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 そうすると、令和5年度においては、市民からの要望に対して応えられるだけの財源措置が今回なされるという理解でよろしいですか。

○長谷川則夫委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 昨年度も12月補正の段階で、市民からの要望が多々ありましたので、昨年度も増額補正させていただきました。今年度につきましても、令和4年度の補正の段階で実績等を踏まえて、今年度予算並びに今年度の上半期までの実績を踏まえて、先ほど申し上げましたとおり、そういうのを踏まえたんですけれども、実際、70%も除草の執行があり、受け付けしたけど残の除草の箇所があるのと、先ほど言ったように、過年度、3か年の直近の平均を考慮してでも不足が生じるという判断の下、今回計上させていただいております。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 積算の考え方については分かりました。

確認は、令和5年度、例えば市民要望とか、対応件数100件と見込んだところ、その100件を対応できるために、今回増額補正で全部賄えますかということを確認したいと思います。

○長谷川則夫委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 まず、今回、除草委託につきましては、件数というよりも、過去の実績の除草の面積を考慮しまして算出、ただ、その面積を除草すれば処分費が出ます。また、今年度はちょっと上半期は実績がなかったんですけれども、防草シート、平地とのり面、この辺を考慮して、契約の中では、おのおのの単価契約として想定の数値としています。なので、件数ではなくて、件数がある中で、場所場所でも、先ほど言いましたように、除草の面積が大きいところ、少ないところがありますので、何か所でどうこうではなくて、実績の面積と処分費とか、その辺を考慮して予算を計上しております。

なので、要望をもらいましたら、もちろん予算の範囲内で対応しているところでございます。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。私のほうで、最初、範囲を間違えましたので再度確認をさせていただきますけれども、環境衛生費、土木総務費、道路維持費、それから都市計画総務費、この4つになります。よろしいですか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 そうしましたら、19ページの上段にあります7款4項1目、2)の都市計画総務

事務に要する経費について伺います。こちらの増額補正の理由としては、職員の1名減に対応するための任用職員1名の人件費ということでした。職員の代わりに任用職員を入れるということなんですが、この予算要求に関しては、期間はどれぐらいまでを見込んで提案されているのでしょうか。

○長谷川則夫委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えいたします。

期間としましては、今年度末までとなります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 分かりました。

1名減の理由はよく分かりませんが、課として人員が1名不足ということ、令和6年度以降はどのように対応して賄っていくのでしょうか。

○長谷川則夫委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えいたします。

令和6年度以降につきましては、課としましては、正規の職員が必要だということで要望のほうは出しておりますので、全体を踏まえての配置を人事のほうで考えていくのかなと考えております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 分かりました。

もう一つ、任用職員の採用について伺います。今、どこの業種でも人手不足ということなので、ここで予算が通ったからといってすぐに任用職員が入ってくれるかどうかというのが、この場には実感湧かないので、その辺りはどういう状況なのでしょうか。すぐ任用職員が入ってくれる当てというか、状況なのでしょうか。

○長谷川則夫委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えいたします。

こちらの任用職員につきましては、実際には9月から会計年度職員1名を配置していただいております。予算につきましては、ここまでの期間につきましては予備費で対応していたところです。ここで補正をさせていただいて、補正予算で今後の人件費については賄っていくということで考えております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 それでは、次に、歳入について質疑を行います。

10ページをお開きください。15款2項1目総務費国庫補助金と、11ページになります、21款3項雑入、この2つになります。

質疑ございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 それでは、次に、繰越明許費を開いてください。

5ページになります。このところも、戸籍住民基本台帳費の2つ、戸籍事務に要する経費と住民基本台帳事務に要する経費及び7款4項の公園施設環境整備事業、この2つになります。

質疑ございますか。ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 それでは、次に、債務負担行為補正について質疑を行います。

次のページを開いてください。真ん中にあります、ほくそう春まつり実行委員会負担金、これについてです。

質疑ございますか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 債務負担行為の中のほくそう春まつり実行委員会負担金について伺います。期間が令和5年度から令和6年度までということで、金額が150万円の設定になっています。前回、これが今年の臨時議会のときに初めて上程されたときには、債務負担行為100万円ということでした。今回150万円ということで、50万円上がっているその理由について伺います。

○長谷川則夫委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えいたします。

令和5年度は、白井市が初めて、まつりに参加するということがございまして、白井市の負担金を開催地の2分の1ということで、100万円としていたところになります。今回、令和5年度の状況を基に実行委員会で話し合いまして、150万円と決まったところとなります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 実行委員会で決まったということですけど、そうなると、前回は、主催、開催地の半分ということで100万円ということでしたけど、今回はそういったことは同じ理由ですか。開催地が300万円だから、白井市が150万円になるというような基準の考え方ですか。

○長谷川則夫委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えいたします。

今回の負担金150万円につきましては、前回初めて参加するということもございまして、100万円としていたところではございますが、まつりの全体の内容なども踏まえまして、実行委員会で話し合っ

て150万円としておりますので、今回はこの開催地の2分の1というわけではないんですが、白井市

の負担金については150万円というふうに、実行委員会で話し合っただけで決まったところとなります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 参考までに、開催地は幾らの負担金なのか、分かればお示しいただけますか。

○長谷川則夫委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えいたします。

開催地につきましては、負担金200万円を当初予算で計上するというので、実行委員会の中では決まっております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 ありがとうございます。分かりました。

前回の初めて債務負担行為で上がったときの議会からの意見の中で、今後、開催地を交互に行ってはどうかみたいな、片方、偏りだけではなく、白井市の中でも開催できる方向性を検討してみてもどうかという意見がありました。そのときには、駐車場などの要件もありますのでどうだろうかみたいな答えが執行部のほうからはあったんですけども、今回、開催するに当たって、白井市での開催は何か検討があったかというような報告等がありましたか。

○長谷川則夫委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えいたします。

ほくそう春まつりの会場につきましては、来場の際に鉄道の利用を促進するなどのために、駅から近いことが望ましいと考えております。その中で、舞台など大きな音量が発生するイベントとなりますので、これらに適した場所を候補として考えたときに、ちょっと市内では場所が少ないというところですか、あと来場者数も、今年の春まつりですと、延べで2万3,000人ほど来場されたというふうに発表されておりますので、それらの規模感などを考慮して、今回も同じ会場、中央駅で開催するというところになりました。

以上です。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 分かりました。

最後に、もう一つ確認です。前回は、ほくそう春まつりに出展するに当たって、プロモーショングッズの予算計上もありましたけれども、今回はそういったことが見当たりません。在庫があるのかなとも思ったんですが、一応、出展するに当たって、そういった準備のほうはいかがですか、大丈夫でしょうか。

○長谷川則夫委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えいたします。

今回も、委員がおっしゃられましたように、白井市のブースを設けることで考えております。実際のプロモーションでどういうことをやっていくかというところにつきましては、秘書課とも連携しながら今後考えていこうと思っておりますので、そのためにグッズを作る予算というのは計上しておりませんが、PRのほうをしていくことで考えております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 それでは、質疑はないものと認めます。

内藤市民活動支援課長。

○内藤篤司市民活動支援課長 途中で申し訳ございません。

先ほど、平田委員の御質問で、公民センターの工業団地協議会の事務所の使用料ということで御質問いただきましたけれども、事務所の使用料につきましては全額減免となっております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですね。

それでは、戻します。質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○長谷川則夫委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第11号は原案のとおり可決されました。

### (3) 閉会中の継続調査について

○長谷川則夫委員長 日程第3、閉会中の継続調査についてを議題とします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 異議なしと認め、さよう決定しました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

よって、都市経済常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時52分